

大館市農業委員会総会議事録

令和3年6月11日

大館市農業委員会総会議事録

| | | | | | |
|----------------------|--------|------------------------|--------|------|--------|
| 1. 開会の日時 および場所 | 日 時 | 令和3年6月11日（金）午後2時00分 開会 | | | |
| | 場 所 | 比内総合支所 3階 大会議室 | | | |
| 2. 出席委員の氏名（17名） | | | | | |
| 1 番 | 渡邊 久留美 | 9 番 | 藤盛 久登 | 17 番 | 虻川 マキ子 |
| 2 番 | 石山 元一 | 10 番 | 菅原 一成 | 18 番 | 安部 幸美 |
| 3 番 | 阿部 重信 | 11 番 | 小畑 恵美子 | 19 番 | 渡邊 久雄 |
| 5 番 | 小林 大樹 | 13 番 | 畠山 繁司 | | |
| 6 番 | 小畑 純市 | 14 番 | 浅利 瑞穂 | | |
| 7 番 | 伊藤 昇 | 15 番 | 糸屋 由衛門 | | |
| 8 番 | 高坂 千悦 | 16 番 | 菅原 和久 | | |
| 3. 欠席委員の氏名（2名） | | | | | |
| 4 番 | 斎藤 重春 | | | | |
| 12 番 | 富樫 英悦 | | | | |
| 4. 委員以外の出席者 職氏名 | | | | | |
| なし | | | | | |
| 5. 出席した事務局 職員の職氏名 | 局 長 | 乳井 康和 | | | |
| | 次 長 | 宮崎 直人 | | | |
| | 係 長 | 佐々木 信成 | | | |
| 6. 議事録署名委員 | 6 番 | 小畑 純市 | | 7 番 | 伊藤 昇 |
| 7. 書記 | 佐々木 信成 | | | | |

報 告 ・ 議 案

| | |
|----------|------------------------------------|
| 報告第 12 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について |
| 議案第 31 号 | 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について |
| 議案第 32 号 | 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について |
| 議案第 33 号 | 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） |
| 議案第 34 号 | 農用地利用集積計画の決定について（所有権設定） |

局長

定刻となりましたので、ただ今から総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 17 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、齋藤 重春 委員、富樫 英悦 委員から都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 6 番 小畑 純市 委員、議席番号 7 番 伊藤 昇 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告 (5 月総会～6 月総会)について
- ・報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について

以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

議長

ないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 31 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

4 ページをお開き願います。

議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 3 年 6 月 11 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

5 ページをお開き願います。

内訳は、No.26～No.29 の 4 件で、地目は田 1,566 m²、畑が 10,254 m²で、面積合計は 11,820 m²であります。

譲受の事由は、No.26～No.28 は「経営拡張」で、No.29 は「受贈」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページから 4 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案 31 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 31 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 32 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

7 ページをお開き願います。

議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 3 年 6 月 11 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

8 ページをお開き願います。

内訳は、No.8、No.9 の 2 件で、地目は 2 件とも田で、面積合計は 4,003 m² あります。

No.8 の転用目的は、建築資材販売・建築工事・土木工事等を行う申請人が、申請地を譲り受け事業用の分譲宅地に造成しようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであ

りますが、申請地は、大館市立東中学校の東、約 800m に位置する第 2 種中高層住宅専用地域内の農地であることから第 3 種農地と判断されます。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.8 の位置図及び配置図は、9 ページ、10 ページに記載のとおりであります。

次に、No.9 についてご説明いたします。

No.9 の転用目的は、建売住宅の施工・販売・売買の媒介等を行う申請人が、申請地を譲り受け 8 区画の宅地分譲地を造成しようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市立東中学校の南東、約 1.5 km に位置する第 2 種中高層住宅専用地域内の農地であることから第 3 種農地と判断されます。

また、法第 5 条第 2 項第 3 項から 7 項までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.9 の位置図及び配置図は 11 ページ、12 ページに記載のとおりであります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.8～No.9 の現地調査の結果を議席番号 1 番の 渡邊 久留美 委員よりご報告願います。

1 番

1 番の渡邊 久留美です。

議案第 32 号、No.8、No.9 について、去る 6 月 2 日に渡邊 久雄 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めに No.8 についてであります。申請地は 9 ページの位置図になります。

この場所は、主要地方道 大館十和田湖線を有浦方面から雪沢方面へ向か

い、市道有浦東台線と交差する十字路を 120mほど直進した右側の北星ボウリング場の隣地の農地で、昨年までは大豆を作付けし、現在は休耕地として管理されておりました。

10 ページの配置図にありますように、事業用の分譲宅地を造成しようとするものです。

転用にあたり、80 cmの盛土造成を行い、西側宅地との間には既存のコンクリートブロックがあり、県道との出入口以外の北側及び東側農地との間にはL型擁壁を設置し、また南側は安定勾配で法面整形を行い、水路等への土砂流出を防ぐ計画です。

雨水等は新設する浸透型側溝並びに自然流下で、汚水、生活雑排水等は公共下水道を利用することから特に問題は無いものと見てまいりました。

また、当該地域は大館土地改良区の管理地域であり、申請、承諾を得ていることを申し添えます。

次にNo.9 についてご報告いたします。

申請地は 11 ページの位置図になります。

この場所は、市道有浦東台線を東台方面から有浦方面に進み、鳳凰大橋を渡り 100mほど進んだ右側市道有浦二ツ屋区画 9 の 1 号線に入ったすぐ左側の農地で、昨年までは枝豆を栽培していたが、現在は休耕地として管理されておりました。

12 ページの位置図にありますように、8 区画の分譲宅地を造成しようとするものです。

西側市道と南側市道、東側宅地とレベルを合わせるため約 70 cmの盛土を行い、東側には既存のコンクリートブロックがあり、北側農地の間にはL字擁壁を設置し土砂等の流出を防ぐとともに、雨水排水は自然流下と敷地内中央部に浸透型側溝を新設し、流出を抑える計画であります。

分譲後の汚水、生活雑排水は公共下水道に接続することから特に問題は無いものと見てまいりました。また、当該地域を管轄する大館土地改良区の承諾も得ていることを申し添えます。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、渡邊 久留美 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 32 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

3 番

3 番の阿部 重信です。

No.8 について、転用後は事業用宅地と説明があったが、どのようなものができるのか、分かっているのであれば、お知らせ願いたい。

局長

申請書によると、立地から事業用宅地としての需要が見込まれるための転用であり、どのようなものができるかについては不明であります。

7 番

7 番の伊藤 昇です。

No.9 の法面の処理に防草シートが使われるようだが、具体的な素材や強度、耐用年数等の規格はあるのか。製品によっては、10 年持つ物もあるが、直ぐにボロボロになる物もあるので、仕様が分かると検討し易い。

局長

施工にあたり、一定の基準を満たすものが使用されると考えるが、只今のご意見を参考に、今後、配慮した対応をして参ります。

議長

他に何かありますか。

ないようですので、議案第 32 号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします

議長

次に、議案第 33 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

13 ページをお開き願います。

議案第 33 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 3 年 6 月 11 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

14 ページをお開き願います。

14 ページから 15 ページには、令和 3 年度農用地利用集積計画（第 3 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

決定依頼の件数は、新 - 89 から新 - 109 までの 21 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 3 年が 4 件、5 年が 11 件、10 年が 6 件で、地目 田が 116,634.98 m²、畑が 13,835 m²、面積合計は 130,469.98 m²であります。

次に、16 ページには、利用権を再設定するものが記載されております。

再-8、9 の 2 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。3 年が 2 件で、地目は 2 件とも畑で、面積合計は 4,022 m²となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

はじめに、「新-89 から新-109 まで」について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、「新-89 から新-109 まで」について原案のとおり決し
てご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、「16 ページの再-8、再-9」について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、「16 ページの再-8、再-9」について原案のとおり
決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 34 号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』
を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

17 ページをお開き願います。

議案第 34 号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積
計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見
を求める。

令和 3 年 6 月 11 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

18 ページをお開き願います。

令和3年度農用地利用集積計画（第3号）のうち所有権を移転するものが記載されています。

内訳は、所一2の1件で、地目は田、面積は15,782㎡となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第34号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

16番

16番の菅原 和久です。

ここに出されている案件は、すでに受け手が決まっているものなのか教えてほしい。

事務局

農業公社を通じた移転に関しては、買受けする方は事前に決まっており、売払いの相談があると、買受人を見つけた上で手続きを進めるという流れになっております。

議長

他になにかありませんか。

ないようですので、議案第34号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

- ・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

- ・連絡事項なし

議長

それでは、本日の定例総会を終了いたします。

午後 2 時 40 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3 年 6 月 11 日

議 長 _____

議事録署名委員 6 番 _____

議事録署名委員 7 番 _____

農地法第3条調査書

| | | | |
|--------------|---------------------------|-------------|------|
| 議案第31号 No.26 | (所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定 | | |
| 土地の所在 | 大館市釈迦内字狼穴・・・ほか・・・筆 | | |
| 申請者 | 譲渡(貸)人 | 住 所 | 氏 名 |
| | | 大館市水門町・・・ | 〇〇〇〇 |
| | 譲受(借)人 | 住 所 | 氏 名 |
| | | 大館市字長木川南・・・ | △△△△ |
| 作成者 | 農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成 | | |

| 条 項 | 判 断 の 理 由 | 不許可事項の該当 |
|---------------------------|--|-------------|
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 | する (しない) |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受(借)人は個人であり適用なし。 | する (しない) |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので適用なし。 | する (しない) |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | する (しない) |
| 第2項第5号 (下限面積) | 譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。 | する (しない) |
| 第2項第6号 (転貸禁止) | 許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。 | する (しない) |
| 第2項第7号 (地域調和) | 申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行ってきており、今後も、譲受(借)人が規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月1日、浅利瑞穂 農業委員と畠山米蔵 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。 | する (しない) |

農地法第3条調査書

| | | | |
|--------------|---------------------------|---------------|------|
| 議案第31号 No.27 | (所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定 | | |
| 土地の所在 | 大館市白沢字松原・・・ | | |
| 申請者 | 譲渡(貸)人 | 住 所 | 氏 名 |
| | | 大館市下代野字中道北・・・ | 〇〇〇〇 |
| | 譲受(借)人 | 住 所 | 氏 名 |
| | | 大館市釈迦内字山神台・・・ | △△△△ |
| 作成者 | 農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成 | | |

| 条 項 | 判 断 の 理 由 | 不許可事項の該当 |
|---------------------------|---|-------------|
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 | する (しない) |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受(借)人は個人であり適用なし。 | する (しない) |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので適用なし。 | する (しない) |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | する (しない) |
| 第2項第5号 (下限面積) | 譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。 | する (しない) |
| 第2項第6号 (転貸禁止) | 許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。 | する (しない) |
| 第2項第7号 (地域調和) | 申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月1日、浅利瑞穂 農業委員と畠山米蔵 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。 | する (しない) |

農地法第3条調査書

| | | |
|--------------|-----------------------|----------------------|
| 議案第31号 No.28 | 所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定 | |
| 土地の所在 | 大館市比内町扇田字上大岱・・・ | |
| 申請者 | 譲渡(貸)人 | 住所 大館市比内町扇田字山崎・・・ |
| | | 氏名 〇〇〇〇 |
| | 譲受(借)人 | 住所 大館市十二所字川代・・・ |
| | | 氏名 △△△△ |
| 作成者 | 農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成 | |

| 条 項 | 判 断 の 理 由 | 不許可事項の該当 |
|---------------------------|---|-----------|
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 | する しない |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受(借)人は個人であり適用なし。 | する しない |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので適用なし。 | する しない |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | する しない |
| 第2項第5号 (下限面積) | 譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。 | する しない |
| 第2項第6号 (転貸禁止) | 許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。 | する しない |
| 第2項第7号 (地域調和) | 申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月1日、菅原和久 農業委員と萬田信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。 | する しない |

農地法第3条調査書

| | | | |
|--------------|------------------------|------------------|------|
| 議案第31号 No.29 | 所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定 | | |
| 土地の所在 | 大館市比内町片貝字伊勢堂北・・・ほか・・・筆 | | |
| 申請者 | 譲渡(貸)人 | 住 所 | 氏 名 |
| | | 大館市比内町片貝字伊勢堂北・・・ | 〇〇〇〇 |
| | 譲受(借)人 | 住 所 | 氏 名 |
| | | 大館市比内町片貝字伊勢堂北・・・ | △△△△ |
| 作成者 | 農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成 | | |

| 条 項 | 判 断 の 理 由 | 不許可事項の該当 |
|---------------------------|---|-----------|
| 第2項第1号 (全部効率利用) | 譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。 | する しない |
| 第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人) | 譲受(借)人は個人であり適用なし。 | する しない |
| 第2項第3号 (信託) | 信託ではないので適用なし。 | する しない |
| 第2項第4号 (農作業常時従事) | 譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。 | する しない |
| 第2項第5号 (下限面積) | 譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。 | する しない |
| 第2項第6号 (転貸禁止) | 許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。 | する しない |
| 第2項第7号 (地域調和) | 申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営承継する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、6月1日、菅原和久 農業委員と萬田信市 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。 | する しない |